

岡山市立岡山後楽館中学校夜間学級に関する協定の締結について

1 報告内容

- ・ 岡山市立岡山後楽館中学校夜間学級に関する協定の締結について
- ・ 協定を締結することで、岡山市立夜間中学校の学校運営経費の一部を生徒が在籍する市町が生徒数の割合に応じて負担することについて

2 経緯・概要

- (1) 平成28年12月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（いわゆる「教育機会確保法」）が成立し、すべての地方公共団体が公立夜間中学における就学機会の提供等の措置を講じることが求められました。
このことを受けて、文部科学省は、全都道府県及び全政令指定都市に最低1校の公立夜間中学を設置することを目指すことになりました。
- (2) 岡山県教育委員会では、平成28年に「岡山県中学校夜間学級調査研究委員会」を設置し、年2～3回の会議を実施し、ニーズ調査などを行い協議しました。
- (3) 令和3年3月、岡山県中学校夜間学級調査研究委員会の調査研究報告書では、「岡山県教育委員会は公立中学校夜間学級の設置に向けて主体的に取り組むこと」、「岡山市教育委員会と引き続き情報共有するなどの連携をすること」などが提案されました。
- (4) 令和5年3月14日、岡山市教育委員会定例会にて、岡山市立夜間中学設置基本方針で令和7年4月に岡山市の夜間中学の設置が議決されました。
- (5) 令和6年5月、岡山市で行われた岡山連携中枢都市圏担当者会議にて、岡山市立夜間中学校開校に伴い、学校運営経費の一部を生徒が在籍する市町が生徒数の割合に応じて負担する協定の締結について説明がありました。
 - ※ 岡山市と協定を締結した市や町に住んでいる人は、岡山市立岡山後楽館中学校夜間学級へ通うことができます。
 - ※ 学校運営費の支払いについては、前年度の倉敷市に在籍する生徒に対して、次年度に清算します。
 - ※ 令和7年4月8日（火）開校時に締結している市町は、玉野市・備前市・瀬戸内市・赤磐市・和気町・早島町・吉備中央町であり、今回、倉敷市が締結しました。
- (6) 令和7年4月、「岡山市立岡山後楽館中学校夜間学級」が開校されました。
- (7) 令和7年4月18日、倉敷市では、岡山市立後楽館中学校夜間学級が、学び直しの機会を保障する場の新たな選択肢としてとても重要であるという視点から協定を締結しました。